

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 8 月 2 0 日

福島国際研究教育機構  
理事長 山崎 光悦  
(公印省略)

## 1. 競争入札に付する事項

- (1) 件 名：非臨床安全性試験用ヒト化抗 CD82 抗体量産のための抗体安定発現 CHO-S 細胞株構築（第 1 段階）業務
- (2) 仕 様：仕様書による。
- (3) 契約期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- (4) 履行場所：仕様書による。

## 2. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 福島国際研究教育機構契約事務実施細則第 9 条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 福島国際研究教育機構契約事務実施細則第 1 0 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和 0 7 ・ 0 8 ・ 0 9 年度の全省庁統一競争参加資格審査において「役務の提供等」が「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされた者であること。
- (4) 安定発現細胞株構築から RCB 作製までを、同一品質システム下で一気通貫に実施した実績を証明できること。
- (5) 抗体安定発現細胞株構築および GMP 製造移行を前提とした品質設計（CMC 設計思想）に基づき、細胞株構築から RCB 作製までを同一品質体系下で管理可能な使用機材を有していることを証明できること。
- (6) 本業務を実施する施設にて、細胞培養・クローン選抜・無菌操作環境の専用機器を有していることを証明できること。
- (7) 下記の作業について全て実施可能であることを過去の実績や使用機材リスト等で証明できること。
  - 1) 安定発現細胞株の構築
    - ・ 遺伝子合成、cDNA の発現ベクターへの挿入、ベクター精製を含むベクター構築が実施可能であること。
    - ・ 細胞への遺伝子導入及び薬剤選択が実施可能であること。
    - ・ 高発現バルク細胞の濃縮が実施可能であること。
    - ・ シングルセルクローニングが実施可能であること。
    - ・ 継代安定性の試験が実施可能であること。
  - 2) 非臨床用試料調製
    - ・ 10L の生産培養について実施可能であること。
    - ・ デプスろ過、アフィニティクロマトグラフィー、濃縮作業を含む精製が実施可能であること。
    - ・ タンパク質含量、確認試験、純度試験、力価測定、エンドトキシン試験、pH 測定を含む分析が実施可能であること。
  - 3) プロセス開発
    - ・ 基礎培地及びフィード培地について種類や添加量、添加のタイミングなどの検討が可能であること。
    - ・ 2L 及び 10L スケールにおけるリアクター培養の検討が可能であること。
    - ・ デプスろ過、アフィニティクロマトグラフィー、低 pH 処理、ポリッシング、ウイルス除去、濃縮などによる精製工程の検討が可能であること。
    - ・ SDS-PAGE、ウェスタンブロッティング、クロマトグラフィー、宿主由来タンパク質含量測定、宿主由来 DNA 含量測定などの分析方法開発が可能であること。
- (8) ISO 9001（品質マネジメント）の認証を取得していること。または同等以上の品質管理体制を構築していること。なお、認証未取得の場合は、開発標準プロセスや品質保証体制図など、品質管理体制が確認できる書類を下記 6.（1）に定める提出期限までに提出場所に提出できること。

- (9) 上記(4)から(8)に係る各種証明書類(電子データでも可)を、6.(1)に示す提出期限までに、提出できること。
- (10) 下記6.の提出書類の提出期限の日から、下記7.の開札の時までの間において、当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (11) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (12) 複数の団体が本委託業務の受託のために組織した共同事業体(民法(明治29年法律第89号)上の組合に該当するもの。)の場合は、入札説明書において示す条件を満たしていること。
- (13) 入札説明書において示す入札者に求められる義務等を履行し、1.(1)の業務の実施が可能であることを証明した者であること。
3. 契約条項を示す場所
- (1) 契約条項は入札説明書による。
- (2) 入札説明書を交付する場所
- 所在地 〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1  
福島国際研究教育機構 総務部財務課 契約担当(担当:佐藤)
- 電話番号 0240-41-9958
- なお、当機構ウェブサイト上においても交付する。
4. 入札説明書等に対する質問
- (1) 質問書受領期限及び提出場所
- 受領期限 令和8年8月26日(水)17時00分まで
- 提出場所 入札説明書による
- (2) 提出方法
- 入札説明書による。
- (3) 回答書閲覧日時及び場所
- 令和8年9月1日(火)から令和8年9月15日(火)まで、当機構ウェブサイトにおいて閲覧可能である。ただし、質問のない場合は掲示しない。
5. 入札説明会の日時及び場所
- 開催しない。
6. 入札書等の提出場所及び提出期限等
- (1) 提出期限及び提出場所
- 持参又は郵送・信書便(書留郵便等の配達記録が残る方法に限り、受領期間必着とする。)により提出する。
- 提出期限: 令和8年9月10日(木)17時00分(必着)
- 提出場所: 入札説明書による
- なお、持参により入札書及び委任状を提出する場合においては、上記の提出期限によらず、開札日時に開札場所において提出することができる。
- (2) 提出方法
- 入札説明書による。
7. 開札の日時及び場所
- (1) 日時
- 令和8年9月15日(火)11時30分
- (2) 場所
- 福島国際研究教育機構(福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1)  
ふれあい福祉センター 倉庫2 会議室
8. 入札方法等
- (1) 入札方法
- 本件は、価格によって落札者を決定する最低価格落札方式の入札である。
- 入札金額については、1.(1)の業務に関する一切の費用の上限としての総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 参考見積書等の提出

入札者は、参考見積書、令和07・08・09年度資格審査結果通知書（写）又は令和07・08・09年度資格審査結果申請書（写）、共同事業体により参加する場合は入札参加申込書（共同事業体）を入札書とともに上記6. に定める提出期限までに提出場所に提出すること。

9. その他留意事項

(1) 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 免除

(3) 契約保証金 免除

(4) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 入札書に記載されている入札書の提出方法、競争参加資格、仕様書において明らかにした要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札書の入札価格が福島国際研究教育機構契約事務実施細則第31条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札の価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

(7) その他 詳細は入札説明書による。

# 入 札 説 明 書

非臨床安全性試験用ヒト化抗 CD82 抗体量産のための抗体安定発現 CHO-S 細胞株構築  
(第 1 段階) 業務

令和 8 年 8 月

福島国際研究教育機構

当機構の一般競争に係る入札公告（令和８年８月２０日付）に基づく入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

## １．競争入札に付する事項

- |           |                                                       |
|-----------|-------------------------------------------------------|
| (１) 件 名   | 非臨床安全性試験用ヒト化抗 CD82 抗体量産のための抗体安定発現 CHO-S 細胞株構築（第１段階）業務 |
| (２) 契約期間  | 契約締結日から令和９年３月３１日まで                                    |
| (３) 仕様    | 仕様書による。                                               |
| (４) 履行場所  | 仕様書による。                                               |
| (５) 入札保証金 | 免除                                                    |
| (６) 契約保証金 | 免除                                                    |
| (７) その他   | 本件は、価格によって落札者を決定する最低価格落札方式の入札である。                     |

## ２．競争参加に必要な資格

- (１) 福島国際研究教育機構契約事務実施細則第９条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (２) 福島国際研究教育機構契約事務実施細則第１０条の規定に該当しない者であること。
- (３) 令和０７・０８・０９年度の全省庁統一競争参加資格審査において「役務の提供等」が「Ａ」、「Ｂ」、「Ｃ」又は「Ｄ」等級に格付けされた者であること。
- (４) 安定発現細胞株構築から RCB 作製までを、同一品質システム下で一貫して実施した実績を有していることを、「契約書および仕様書」等で証明できること。
- (５) 抗体安定発現細胞株構築および GMP 製造移行を前提とした品質設計（CMC 設計思想）に基づき、細胞株構築から RCB 作製までを同一品質体系下で管理可能な使用機材を有していることを「使用機材リスト」等で証明できること。
- (６) 本業務を実施する施設にて、細胞培養・クローン選抜・無菌操作環境の専用機器を有していることを「使用機材リスト」等で証明できること。
- (７) 下記の作業について全て実施可能であることを「過去の実績（契約書および仕様書等）」および「使用機材リスト」等で証明できること。
  - 1) 安定発現細胞株の構築
    - ・遺伝子合成、cDNA の発現ベクターへの挿入、ベクター精製を含むベクター構築が実施可能であること。
    - ・細胞への遺伝子導入及び薬剤選択が実施可能であること。
    - ・高発現バルク細胞の濃縮が実施可能であること。
    - ・シングルセルクローニングが実施可能であること。
    - ・継代安定性の試験が実施可能であること。
  - 2) 非臨床用試料調製
    - ・10L の生産培養について実施可能であること。
    - ・デブスろ過、アフィニティクロマトグラフィー、濃縮作業を含む精製が実施可能であること。
    - ・タンパク質含量、確認試験、純度試験、力価測定、エンドトキシン試験、pH 測定を含む分析が実施可能であること。
  - 3) プロセス開発
    - ・基礎培地及びフィード培地について種類や添加量、添加のタイミングなどの検討が可能であること。
    - ・2L 及び 10L スケールにおけるリアクター培養の検討が可能であること。
    - ・デブスろ過、アフィニティクロマトグラフィー、低 pH 処理、ポリッシング、ウイルス除去、濃縮などによる精製工程の検討が可能であること。
    - ・SDS-PAGE、ウェスタンブロッティング、クロマトグラフィー、宿主由来タンパク質含量測定、宿主由来 DNA 含量測定などの分析方法開発が可能であること。
- (８) ISO 9001（品質マネジメント）の認証を取得していること。または同等以上の品質管理体制を構築していること。なお、認証未取得の場合は、開発標準プロセスや品質保証体制図など、品質管理体制が確認できる書類を下記 6. に定める提出期限までに提出場所に提出できること。
- (９) 上記（４）から（８）に係る各種証明書類（電子データでも可）を、6. に示す提出期限までに、提出できること。

- (9) 下記 6. の提出書類の提出期限の日から、下記 7. の開札の時までの間において、当機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (10) 入札説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (11) 複数の団体が本委託業務の受託のために組織した共同事業体（民法（明治 29 年法律第 89 号）上の組合に該当するもの。以下同じ。）による参加も可とする。  
この場合において共同事業体は、本委託業務を実施すること等について業務分担及び実施体制等を明確にした、構成する各団体（以下「構成員」という。）の全てから同意を得た規約書、全構成員が交わした協定書又は全構成員間での契約締結書（又はこれに準ずる書類）（以下「規約書等」という。）を作成する必要がある、全構成員の中から代表者を選定し、代表者は本委託業務に係る競争入札の参加及び業務の委託契約手続を行うものとする。落札した場合は規約書等（写）を契約締結前までに提出すること。  
また、構成員は、上記（1）から（8）までの要件に適合していること。  
なお、共同事業体に参加する構成員は、本入札において他の共同事業体の構成員となること又は単独で参加することはできない。
- (12) 下記「6. 入札者に求められる義務等」を履行し、1.（1）の業務の実施が可能であることを証明した者であること。

### 3. 入札説明書等に対する質問

- (1) 入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い書面又は電子データ（様式は自由）により提出すること。  
受領期間：令和 8 年 8 月 20 日（木）から令和 8 年 8 月 26 日（水）17 時 00 分まで。  
持参する場合は、上記期間中（ただし月曜日から金曜日まで、休日を除く。）の 10 時 00 分から 17 時 00 分まで。  
提出場所：下記 14. に記載する問合せ先  
提出方法：持参又は郵送・信書便（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により提出するものとする。また、電子メールによるデータ（ワード又はエクセルで作成したもの）の送付も可とする。
- (2)（1）の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。  
期 間：令和 8 年 9 月 1 日（火）から  
令和 8 年 9 月 15 日（火）まで。  
場 所：当機構ウェブサイト上
- (3)（1）の質問がない場合、（2）については行わないものとする。

### 4. 入札説明会の日時及び場所等 開催しない。

### 5. 入札方法

- (1) 本件は、価格によって落札者を決定する最低価格落札方式の入札である。  
入札金額については、1.（1）の業務に関する一切の費用の上限としての総価を記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札の執行回数は 3 回目までとする。ただし、郵送または信書により複数回の入札書を提出する場合は、入札書を封入する封筒に入札回数を明記すること。
- (4) 本説明書に記載のない事項は入札心得による。

### 6. 入札者に求められる義務等

入札に参加しようとする者は、次に従い入札書等を各 1 部ずつ提出すること。  
提出期限：令和 8 年 9 月 10 日（木）17 時 00 分まで（必着）  
提出場所：下記 14. 問合せ先に示す場所  
提出方法：

ア) 持参又は郵送・信書便（書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。）により提出するもの。

①入札書【様式第1号】

②委任状【様式第2号】…代理人、復代理人により入札を行う者に限る。

イ) ア)の方法のほか、電子メールでの提出を認めるもの。

③令和07・08・09年度資格審査結果通知書（写）

④令和07・08・09年度資格審査結果申請書（写）…上記結果通知書が未着の者に限る。ただし、資格審査が開札日時までに終了しないとき及び資格を有すると認められなかった者の入札書は、開札しない。

⑤入札参加申込書（共同事業体）【様式第3号】…共同事業体で参加する者に限る。

⑥上記2.（4）から（8）に係る各種証明書類（電子データでも可）

⑦参考見積書…内訳は可能な限り詳細に記載するものとする。

なお、持参により入札書及び委任状を提出する場合においては、上記の提出期限によらず、開札日時に開札場所において入札書等を提出することができる。

## 7. 開札の日時及び場所

(1) 日 時：令和8年9月15日（火）11時30分

(2) 場 所：福島国際研究教育機構（福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1）  
ふれあい福祉センター 倉庫2 会議室

## 8. 開札の方法

(1) 開札は、入札参加者の面前で行う。ただし、入札参加者又はその代理人等が開札場所に出席しないときは、入札執行事務に関係のない職員を立会させて開札する。この場合、異議の申し立てはできない。

(2) 本説明書に記載のない事項は入札心得による。

## 9. 落札の決定

(1) 入札書に記載されている入札書の提出方法、競争参加資格、仕様書において明らかにした要求要件のうち必須とされた項目の最低限の要求要件を全て満たし、当該入札書の入札価格が福島国際研究教育機構契約事務実施細則第31条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(2) 入札価格が最低基準価格を下回った場合、低入札価格調査を実施することとし、調査が完了するまでの間は落札者の決定を保留とする。調査を実施する場合、入札者は履行可能性等を明らかにした資料等の提出について、速やかに対応しなければならない。なお、調査の結果履行が不可能であると認められたとき、又は調査を妨げたことが認められたときは、福島国際研究教育機構契約事務実施細則第10条に基づき措置を行うことがある。

## 10. 落札内訳書の提出

(1) 落札者は、落札者の決定後すみやかに落札額に応じた内訳書を提出すること。なお、内訳書は可能な限り詳細に記載するものとし、内訳書の全ての単価（単価を示すことができないものについては、その価格）についてその単価を証明する書類を添付すること。

(2) 内訳書の様式は自由とする。

(3) 内訳書は返却しない。

## 11. 契約書等の提出

(1) 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当者等から交付された契約書の案に記名押印し、速やかにこれを契約担当者等に提出しなければならない。

(2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による。

(3) 契約担当者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## 12. その他

(1) 落札者以外の事業実施協力者が存在する場合

落札者以外の者の協力を得て事業を実施する場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、契約書の添付資料として再委任等の実施書又は共同事業実施協定書の提出を求めることがある。落札者がこれに応じないときは、契約書の提出がないものとして、落札は、その効力を失う。

(2) 入札結果について

落札者が決定したときは、入札結果は、落札者を含め入札者全員の商号又は名称、入札価格の結果について、開札場において発表するとともに、入札者のうち、希望者に連絡する。

1 3. 契約情報の公表について

契約を締結したときは、後日当該契約情報を当機構ウェブサイトにおいて公表する。

1 4. 問合せ先

〒979-1521 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1

福島国際研究教育機構 総務部財務課 契約担当（担当：佐藤）

電話番号 0240-41-9958

電子メールアドレス F-REI\_keiyaku[atmark]f-rei.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「\_atmark\_」と表示しているので、送信の際には「@」に変更すること。

※書類の容量が大きい場合は、機構より大容量ファイル転送サービスのアップロードリンクを通知するので、上記メールアドレスまで連絡すること。



## 入札心得

### (総則)

第1条 福島国際研究教育機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）への入札については、福島国際研究教育機構会計規程（令和5年規程第43号）、福島国際研究教育機構契約事務実施細則（令和5年細則第7号）その他に定めるもののほか、この心得によるものとする。

### (入札等)

第2条 入札参加者は、あらかじめ入札の告示、仕様書及び契約書（案）等を熟知の上、入札しなければならない。

2 入札参加者は、入札書（様式第1号）を、封かんの上、入札者の氏名（法人にあっては法人名）、宛名及び入札件名を表記し、入札公告に示した日時までに入札しなければならない。

3 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとし、アラビア数字を用いて鮮明に記載すること。

4 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、入札開始前までに委任状（様式第2号）を提出しなければならない。

5 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

6 入札参加者は、入札時刻を過ぎたときは入札することができない。

7 入札参加者は、提出した入札書の引換、変更又は取消しをすることができない。

8 入札参加者は、福島国際研究教育機構契約事務実施細則第10条の規定に該当する者を、同項に定める期間入札代理人とすることができない。

9 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項（入札書別紙）について入札前に確認しなければならない。入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

### (公正な入札の確保)

第3条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

### (入札の取りやめ等)

第4条 入札参加者（開札の立会いを含む。）が連合し、又は不穏な行動をする等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

### (無効の入札)

第5条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
- (2) 委任状のない代理人のした入札
- (3) 記名のない入札書による入札
- (4) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 同一事項の入札について他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をした者による入札
- (7) 同一入札執行回について入札参加者（代理人を含む。）による2通以上の入札
- (8) 入札時刻に遅れてした入札
- (9) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる入札
- (10) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式第3号）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

#### （開札）

第6条 入札参加者（代理人を含む。）は、開札に立ち会うものとする。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない福島国際研究教育機構職員を立ち合わせるにより開札する。

#### （落札者の決定）

第7条 有効な入札書を提出し、かつ、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格（総合評価方式においては最高の評点）をもって入札したものを落札者とする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項にかかわらず、予定価格の制限の範囲内をもって入札した他の者のうち、最低の価格（総合評価方式においては最高の評点）をもって入札したものを落札者とする。

- (1) 支払の原因となる契約のうち、落札者となるべき者の入札の価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
- (2) 契約の相手方となるべき者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるとき。

#### （再度入札）

第8条 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは直ちに再度の入札を行う。

2 前項の場合において応札できる者は、初度入札に応札した者とする。ただし、入札参加者（代理人を含む。）が開札に出席しないときは、当日の再度入札に参加することはできない。

3 初度入札を行った者が、あらかじめ複数回の入札書を郵送又は信書便によって提出した場合は、前項にかかわらず、再度入札に参加することができる。

4 再度入札の開札の結果、落札者がいない場合は引き続き同様に入札を行う場合がある。必要と認められる回数の入札を実施しても落札者がいない場合又は応札者がいない場合は、入札を終了する。

5 直ちに再度の入札を行うことができないときは、別途指定する日時において、再度の入札を行う。

#### （同価格の入札が2人以上ある場合の落札者の決定）

第9条 決定される落札者となるべき者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない福島国際研究教育機構職員にくじを引かせ、落札者を決定する。

(異議の申立)

第10条 入札に参加した者は、入札後この心得、仕様書及び契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

様式第 1 号

# 入 札 書

年 月 日

福島国際研究教育機構 理事長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、非臨床安全性試験用ヒト化抗 CD82 抗体量産のための抗体安定発現 CHO-S  
細胞株構築（第 1 段階）業務  
の代金額

上記金額をもって入札説明書、入札心得、暴力団排除に関する誓約事項等を承諾  
のうえ、入札します。

- (注)
- 1 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額とすること。
  - 2 提出年月日は必ず記載すること。
  - 3 金額の訂正をしないこと。
  - 4 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
  - 5 用紙は、A4 判とする。

様式第1号（代理人用）

# 入札書

年 月 日

福島国際研究教育機構 理事長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

代 理 人 名

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、非臨床安全性試験用ヒト化抗 CD82 抗体量産のための抗体安定発現 CHO-S  
細胞株構築（第1段階）業務  
の代金額

上記金額をもって入札説明書、入札心得、暴力団排除に関する誓約事項等を承諾  
のうえ、入札します。

- （注）
- 1 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額とすること。
  - 2 提出年月日は必ず記載すること。
  - 3 金額の訂正をしないこと。
  - 4 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
  - 5 用紙は、A4判とする。

様式第1号（復代理人用）

# 入 札 書

年 月 日

福島国際研究教育機構 理事長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

代 理 人 名

復代理人名

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、非臨床安全性試験用ヒト化抗 CD82 抗体量産のための抗体安定発現 CHO-S  
細胞株構築（第1段階）業務  
の代金額

上記金額をもって入札説明書、入札心得、暴力団排除に関する誓約事項等を承諾  
のうえ、入札します。

- （注）
- 1 入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額とすること。
  - 2 提出年月日は必ず記載すること。
  - 3 金額の訂正をしないこと。
  - 4 再度入札を考慮して入札書は余分に用意すること。
  - 5 用紙は、A4判とする。

## 入札書別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、入札書（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、福島国際研究教育機構の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

#### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

ア 暴力的な要求行為を行う者

イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

エ 偽計又は威力を用いて福島国際研究教育機構の業務を妨害する行為を行う者

オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

（1）暴力的な要求行為を行う者。

（2）法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者。

（3）取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者。

（4）偽計又は威力を用いて福島国際研究教育機構の業務を妨害する行為を行う者。

（5）その他前各号に準ずる行為を行う者。

3. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。
4. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。
5. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の福島国際研究教育機構へ報告を行います。



様式第 2 号（代理人用）

# 委 任 状

福島国際研究教育機構 理事長 殿

私は、  
非臨床安全性試験用ヒト化抗 CD82 抗体量産のための抗体安定発現 CHO-S 細胞株構  
築（第 1 段階）業務  
に関し、下記の権限を委任いたします。

## 記

1. 入札及び見積に係る一切の権限
2. 1. の事項に係る復代理人を選任すること

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

- （注） 1 提出年月日は必ず記載すること。  
2 用紙は、A4 判とする。

様式第2号（復代理人用）

# 委任状

福島国際研究教育機構 理事長 殿

私は、  
を復代理人と定め、福島国際研究教育機構の発注する  
非臨床安全性試験用ヒト化抗 CD82 抗体量産のための抗体安定発現 CHO-S 細胞株構  
築（第1段階）業務  
に関し、下記の権限を委任いたします。

## 記

1. 入札及び見積に係る一切の権限
2. 1. の事項に係る復代理人を選任すること

年 月 日

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

代理人所属先住所

代理人所属先・役職

代 理 人 名

- （注）
- 1 復代理人による入札の場合は、代理人の委任状も併せて提出すること。
  - 2 提出年月日は必ず記載すること。
  - 3 用紙は、A4 判とする。

様式第3号

令和 年 月 日

入札参加申込書（共同事業体）

福島国際研究教育機構理事長 殿

【共同事業体代表者】

住 所  
名 称  
代表者役職氏名

下記の業務について共同事業体により入札参加の申し込みをします。

また、落札者となった場合は、契約締結前までに共同事業体の結成・運営等に関する規約書等を作成し写しを提出します。なお、規約書等には、事業分担及びその考え方並びに実施体制について、明確に記載します。

記

入札案件名：非臨床安全性試験用ヒト化抗 CD82 抗体量産のための抗体安定発現 CHO-S 細胞株構築（第1段階）業務

1. 共同事業体名：
2. 共同事業体の構成員及び担当業務

|     | 住所及び商号又は名称 | 分担事業内容 |
|-----|------------|--------|
| 代表者 | 〒          |        |
| 構成員 | 〒          |        |
| 構成員 | 〒          |        |
| 構成員 | 〒          |        |

（注） 本様式は共同事業体で参加する場合のみ提出すること。

(各種規程)

### 福島国際研究教育機構契約事務実施細則（抄）

（一般競争に参加させることができない者）

第9条 会計責任者は、特別の事由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者を一般競争に参加させてはならない。

（一般競争に参加させないことができる者）

第10条 会計責任者は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

- （1）契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をしたとき。
  - （2）公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
  - （3）落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
  - （4）監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
  - （5）正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
  - （6）この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 会計責任者は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。
- 3 会計責任者は、経営状態が著しく不健全であると認められる者を一般競争に参加させないことができる。

（予定価格の作成）

第31条 会計責任者は、その競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定した価格（以下「予定価格」という。）を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

(参考)

### 入札書封筒記載例

(表)

(裏)

|                      |  |
|----------------------|--|
| 福島国際研究教育機構理事長あて      |  |
| 「件名」                 |  |
| ○回目                  |  |
| 商号又は名称<br>住所<br>電話番号 |  |

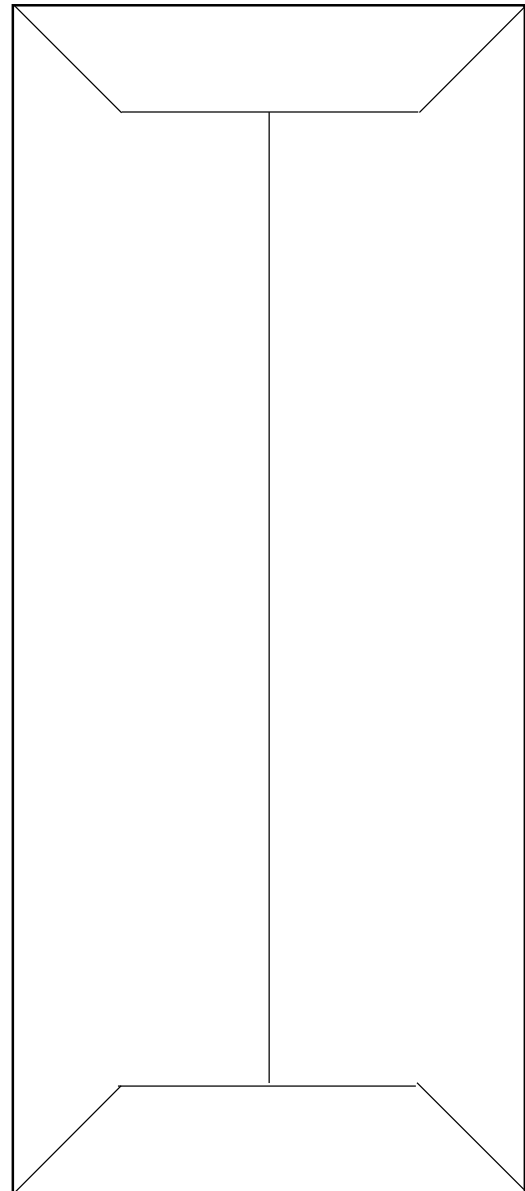
- (注) 1 入札書のみを入れること。  
2 社名等の入った既存の封筒を使うこともできる。  
3 郵送又は信書便により、複数回の入札書を提出する場合、入札回数（〇回目）を明記すること。

郵便封筒記載例

(表)

|                                   |                  |                                                     |  |  |  |  |
|-----------------------------------|------------------|-----------------------------------------------------|--|--|--|--|
| 9 7 9 1 5 2 1                     |                  |                                                     |  |  |  |  |
| 令和<br>年<br>月<br>日<br>時<br>分<br>開札 | 「<br>件<br>名<br>」 | 福島県双葉郡浪江町権現堂矢沢町6-1<br>福島国際研究教育機構 総務部財務課（契約担当）<br>あて |  |  |  |  |
| ※入札書在中                            |                  |                                                     |  |  |  |  |
| 書 留                               |                  |                                                     |  |  |  |  |
| 商 号 又 は 名 称<br>住 所<br>電 話 番 号     |                  |                                                     |  |  |  |  |

(裏)



- (注) 1 ※ 「入札書在中」は朱書とすること。  
2 入札書封筒、技術審査書等及び委任状（代理人が入札を行う場合に限る。）を入れること。  
3 社名等の入った既存の封筒を使うこともできる。